

令和8年度 熊本県介護福祉士修学資金 募集要領

この修学資金は、介護福祉士の養成学校に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方に対し、修学のための資金を**無利子で貸し付ける制度**です。

◆貸付対象者◆

令和8年4月に介護福祉士養成施設に入学する方及び在学している方

◆申請期間◆

令和8年4月1日（水）～ 令和8年5月15日（金）（当日消印有効）

◆申請方法◆

養成学校を通じての申請となります。申請書類一式を学校の担当窓口に提出してください。
（※養成学校によって申請方法や期間は異なりますので、必ず在学する学校へ期限等をご確認ください。）

※学生の方へ

貸付を希望される方は、この募集要領の内容を十分お読みになったうえで申請してください。

※養成学校のご担当者様へ

申請される学生の方への十分なお説明・ご指導をお願いいたします。

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
熊本県福祉人材・研修センター 修学資金担当

熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4F
TEL : 096-322-8077 (平日9:00~17:00)
FAX : 096-324-5464
URL : <http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>

目次

1. 介護福祉士修学資金等貸付制度について	3
2. 貸付の内容	4
3. 返還について	5
4. 申請について	6
5. その他注意事項	7
6. 貸付決定後の手続き	8
7. 返還免除対象業務	9
8. 介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱	16

1. 介護福祉士修学資金等貸付制度について

修学資金を希望する学生の方へ

下記内容及び貸付けの内容等を十分お読みになったうえで、申請を希望される方は、「4.申請について」をお読みください。

【概要】

介護福祉士修学資金は、介護福祉士養成学校に在学して介護福祉士資格を取得し、卒業後、熊本県内において、介護等の業務に従事する意思のある方に対し、修学のための資金の貸付けを行う制度です。

この貸付金は、養成学校を卒業後、介護福祉士として熊本県内の社会福祉施設等で原則5年間継続して従事した場合、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

【大事なポイント】

○修学資金は貸付制度（借りるもの）です。

お金がもらえる制度ではありません。**原則、返還（＝返済）していただくものです。**

ただし、一定の要件を満たした場合に限り、返還が全額免除されます。

要件については、P4の「返還免除」をご覧ください。

修学資金を借りるのは申請者ご自身です。「借りる」という自覚を持って申請してください。

○連帯保証人が必要です。

修学資金の貸付けを受けるには、成人、未成年にかかわらず連帯保証人が最低1名必要となります。

未成年が貸付けを申請する場合は、必ず法定代理人（親権者・後見人）を連帯保証人としてください。

ただし、法定代理人が連帯保証人の要件を満たさない場合は、別にもう1名、要件を満たす連帯保証人を設定する必要があります。

連帯保証人は借受人と同じ債務を負います。もし、借受人が返還を怠った場合は、連帯保証人に即時全額返還していただきます。連帯保証人を依頼する方には、この内容を詳しく説明してください。

○貸付けには審査があります。

貸付申請者に対し、厳正な審査を行います。審査結果によっては貸付けができない場合もありますので、ご了承ください。

○養成学校の推薦が必要です。

申請は、在学している養成学校にて書類を取りまとめます。養成学校の推薦も必要となりますので、学校の申込期限を確認のうえ、余裕をもって学校の担当窓口申請してください。

○入学前に修学資金は振り込まれません。

修学資金は、養成学校入学後に学校を通じて熊本県社会福祉協議会（以下、県社協という。）への申請ができます。

審査の結果、貸付けが決定した方のみ、県社協と契約手続きを行った後に修学資金が振り込まれます。

2. 貸付の内容

貸付対象者：下記①～⑥の要件をすべて満たす方

- ① 令和8年4月1日時点で養成学校(※)に入学した方または在学している方
※大学、高等専門学校、専修学校（高等課程、専門課程）に限る。
- ② 養成学校を卒業後、熊本県内の社会福祉施設等で従事する意思のある方
- ③ 優秀な学生であり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると養成学校長が推薦する方
- ④ 修学に際し、家庭の経済状況等から真に貸付けが必要と認められる方
- ⑤ 熊本県以外の都道府県等から修学資金の貸付けを受けていない方
- ⑥ 次のいずれかに該当する方
 - ア. 熊本県内の養成学校に在学している方
 - イ. 熊本県内に住民登録をしている方
 - ウ. ア、イいずれにも該当しない場合は、養成学校の学生となった年度の前年度に熊本県に住民登録をしており、養成学校での修学のために転居をしたものであること。

貸付期間：養成学校に在学している期間

(※正規の修学期間。留年や卒業延期の場合は、正規の修学期間として認められません。)

貸付額：月 額 50,000円以内

入学準備金 200,000円以内（初回振込時に送金）

就職準備金 200,000円以内（卒業年度にかかる後期に送金）

国家試験受験対策費用 40,000円以内

生活費加算 生活保護受給世帯もしくは市町村民税の課税されていない世帯（非課税世帯）に属する方は、下記に定める加算額の借入を申請することができます。

ただし、入学により令和8年4月1日以降、生活保護の適用を受けない方、または令和7年度の所得課税証明書等が非課税の世帯に属する方に限ります。

年 齢	熊本県 級地区分		
	2級地-1 熊本市	2級地-2 荒尾市	3級地-2 それ以外
19歳以下	38,290	36,400	32,610
20～40	36,650	34,830	31,210
41～59	34,740	33,030	29,590
60～69	32,850	31,230	27,980
70歳以上	29,430	28,300	25,510

(単位：円)

利 子：無利子

返還猶予：下記①～④のいずれかに該当する場合は、申請により返還を猶予することができます。

- ① 養成学校を卒業後、熊本県内で返還免除対象業務（P9参照）に従事しているとき。
- ② 貸付契約を解除された後も、引き続き当該養成学校に在学しているとき。
- ③ 貸付決定時に在学していた研修施設を卒業後、引き続き他種の養成施設等に在学しているとき。
- ④ 災害・疾病・負傷その他やむを得ない事由（出産・育児等も含む）のため休職または離職するとき。

返還免除：下記①～⑤のすべてに該当する場合は、申請により返還が免除されます。

- ① 養成学校等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録を行うこと。
- ② 熊本県内の社会福祉施設等において、介護または相談業務等に就職すること。
- ③ 5年間（過疎地域、離島及び中山間地域等で勤務または中高年離職者は3年間）継続して従事すること。
- ④ 返還免除対象業務（P9参照）に従事していることを毎年証明すること。
- ⑤ ③の従事期間を満了後、返還の免除申請を行うこと。

3. 返還について

(1) 貸付契約の解除

借受人が下記のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になり、進級又は所定の修学期間内の卒業ができないと認められるとき。
- ④ 死亡したとき。
- ⑤ 貸付期間中に借受人が貸付契約の解除を申し出たとき。
- ⑥ その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 返還

下記のいずれかに該当する場合は、貸付金を全額返還していただきます。

(返還免除や返還猶予の場合を除く。)

- ① 介護福祉士修学資金の契約が解除されたとき。
- ② 養成学校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録をしなかったとき。
- ③ 卒業後、熊本県内の社会福祉施設等において介護または相談業務等に就きなかったとき。
- ④ 熊本県内の社会福祉施設等において介護または相談業務等に就く意思がなくなったとき。
- ⑤ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に就くことができなくなったとき。
- ⑥ 介護福祉士修学資金実施要綱 第18の届け出義務を怠ったとき

(3) 返還の方法

下記の方法から選んでいただき、原則、返還の事由が発生した月の翌月から返還開始となります。

- ① 一括払い 支払期限は返還の事由が発生した月の翌月末までです。
- ② 月賦払い 支払期限は最長で貸付期間の2倍の期間です。

※支払期限を過ぎると残りの元金に対して延滞利息が発生します。

例) 貸付期間が2年間の方(卒業後、9月に退職による返還が決定)

【貸付内訳】 月額 50,000円 × 24月 = 1,200,000円

入学準備金 200,000円

受験対策費用 40,000円

就職準備金 200,000円

貸付額合計 1,640,000円



① 一括払いの場合 10月末日までに一括で1,640,000円

② 月賦払いの場合 月々の返済額 34,000円～ × 48月(貸付期間の2倍)

4. 申請について

- ① 在学している養成学校の担当窓口へ、**貸付申請書類一式**を請求してください。



- ② 申請に必要な下記の書類を準備してください。

- ア. 第1号様式 貸付申請書
 イ. 第2号様式 推薦書（※養成学校が作成するものです。）
 ウ. 第3号様式 個人情報の取り扱いについて（同意書）
 エ. 第24号様式 自己推薦書
 オ. 生計を同一にするもの（世帯員）全員の住民票
 ※発行から3か月以内のもの。
 ※「生計を同一にするもの」とは、食費、光熱費、家賃等の生活費を共有している方をいいます。（仕送りを受けている場合も含む。）
 カ. 生計を同一にするもの（世帯員）全員の所得・課税証明書
 ※所得と収入の両方が記載されたもの。源泉徴収票及び課税台帳記載事項証明書は不可。
 ※自営所得等、給与以外の所得がある場合は、確定申告書等のコピーも併せて提出する必要があります。
 キ. 連帯保証人の所得・課税証明書
 ※所得と収入の両方が記載されたもの。源泉徴収票及び課税台帳記載事項証明書は不可。
 ※世帯全員分に含まれている場合は提出不要です。

〈以下は該当者のみ〉

- ク. 生活費加算を申請する方
 ■生活保護受給世帯・・・福祉事務所長が発行する申請者の生活保護廃止証明書（成人のみ）及び意見書
 ■住民税非課税世帯・・・前年度または当該年度において市町村民税の非課税等の措置を受けたことを証明する書類
 ケ. 中高年離職者（入学時に45歳以上であり、離職して2年以内の方）
 ■公共職業安定所が発行する離職票もしくは事業所が発行する離職を証明する書類
 コ. その他、本会が必要と認める書類



- ③ 養成学校が定める提出期限までに、養成学校へ必要な書類を提出してください。（申請手続き完了）

◆申請手続後の流れ

- ・養成学校からまとめて県社協へ申請されます。
- ・書類の不備や不足があった場合は、養成学校を通じて申請者へ連絡し、再提出していただきます。提出期限までに再提出されない場合、受付できませんのでご注意ください。
- ・県社協にて厳正に審査を行います。結果により貸付けできない場合もあります。
- ・養成学校を通じて、申請者へ貸付けの可否通知を送付します。

5. その他注意事項

◆提出書類について

- ① 貸付申請書は、申請者がご自身で記入・捺印をしてください。
- ② 代筆は認められません。
- ③ 修正液や修正テープは使用不可です。修正する場合は、二重線の上に訂正印を押して、余白に改めて記入してください。訂正が多すぎる場合は、書き直していただくことがあります。
- ④ 黒のボールペンで丁寧に記入してください。

◆連帯保証人について

連帯保証人は、最低1名事前に準備していただく必要があります。
申請者が未成年(18歳未満)の場合は、連帯保証人は法定代理人(親権者・後見人)とします。

【連帯保証人の要件】

- ① 日本在住であり、独立して生計を営む成人であること。
- ② 市県民税の課税がされていること。
- ③ 申請時において、原則70歳未満であること。
- ④ 借受人に返済が生じた場合、十分な返済能力を有すると認められること。

※法定代理人(親権者)が連帯保証人の要件を満たさない場合

未成年者の法定代理人が上記の【連帯保証人の要件】を満たさない場合は、連帯保証人をさらに1名設定することで申請を行うことができます。

※連帯保証人には法人が立つこともできます。

その場合、予め県社協が審査を行います。(詳しくは「法人の連帯保証人に関する取扱要領」を参照。)

◆他の奨学金との併給を希望する場合

修学のために必要な範囲であれば他の奨学金との併給ができますが、財源に国庫補助が含まれるものや、本修学資金と同様の目的を持つもの等、併給できない貸付金もありますので、ご注意ください。
詳しくは、県社協福祉人材・研修センターまでお問い合わせください。

【併給が可能なもの】

- ・日本学生支援機構貸与型奨学金 ・あしなが育英会奨学金
- ・児童養護施設退所者等自立支援資金貸付
- ・高等職業訓練促進給付金 など

【併給ができないもの】

- ・他の修学資金貸付制度 ・生活福祉資金貸付制度
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付
- ・熊本県育英資金 ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 など

※日本学生支援機構「高等教育の修学支援新制度」との併給について

「授業料等減免」および「給付型奨学金」の支給を受ける場合は、下記の取り扱いとなります。

		介護福祉士修学資金等貸付制度				
		修学資金	入学準備金	就職準備金	受験対策費用	生活費加算
高等教育の 修学支援新制度	授業料等減免	△(差額支給)	△(差額支給)	—	—	—
	給付型奨学金	—	—	○(併用可)	○(併用可)	×(併用不可)

「高等教育の修学支援新制度」を優先して適用するため、授業料等減免の金額決定後に修学資金の貸付けを行います。
そのため通常より送金に時間がかかります。

6. 貸付決定後の手続き

貸付決定後から返還免除に至るまでの流れを説明します。どの手続きにも書類の提出が必須となります。書類未提出の場合や状況によっては、貸付金を返還していただく場合もありますので、ご注意ください。

貸付決定	<p>貸付けの可否は、養成学校を經由して申請者に通知します。</p> <p>① 貸付決定の場合：貸付決定通知書と借用証書を送付 ② 貸付不承認の場合：貸付不承認決定通知書を送付</p>
契 約	<p>貸付決定者は以下の書類を、養成学校を通して県社協へ提出してください。</p> <p>① 介護福祉士修学資金借用証書 ② 借受人の印鑑登録証明書（借受人が未成年の場合は不要） ③ 連帯保証人・法定代理人の印鑑登録証明書 ※連帯保証人と法定代理人が同一の場合は1枚で可 ※法定代理人が両親の場合は、父母それぞれのものが必要です。 ④ 振込口座申出書 ⑤ 通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義等が確認できるもの） ⑥ 返還計画書 ※返還となった場合に使用するため、予め提出していただきます。</p> <p>【提出書類の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実印の捺印：丁寧にしっかりと捺印してください。不鮮明の場合は再提出となります。 ・収入印紙：貼付け・割り印を行うこと。収入印紙は1枚が望ましい。
資金の振込	<p>振込口座申出書に記載された口座へ送金します。</p> <p>借用証書等の提出後、貸付金を送金します。 書類に不備がある場合は、その分送金が遅れますのでご注意ください。 （特に「高等教育の修学支援新制度」と併給される方は手続きに時間がかかります。） 入学準備金は初回に、就職準備金及び受験対策費用は最終回に併せて送金します。</p> <p>※初回は手続きが整い次第、順次行います。以降、4月に前期分、10月に後期分を6か月分ずつ送金します。</p> <p>例) 初回振込 借用証書の提出締切日後、概ね3週間程度 修学資金（4月～9月分）：50,000円×6月分＝300,000円 入学準備金：200,000円 合計500,000円振込</p>
卒業・就職	<p>養成学校を卒業後、熊本県内において介護及び相談業務等に就いた場合には、申請により、貸付金の返還を猶予することができます。必ず申請を行ってください。</p> <p>※卒業後、下記書類を速やかに県社協へ提出してください。（状況に応じて提出書類が異なります。） ① 返還猶予申請書 ② 業務従事先届 ③ 卒業届 ④ 介護福祉士登録証の写し</p> <p>※返還免除となるまで、毎年4月に必ず下記書類を提出していただく必要があります。 ① 現況報告書</p>
返還免除	<p>継続して5年間熊本県内において当該業務に従事した場合には、貸付金の返還免除の申請ができます。 （※過疎地域及び中山間地域等に勤務または中高年離職者の場合は3年間）</p> <p>※下記書類を速やかに県社協へ提出してください。 ① 返還免除申請書 ② 5年分（または3年分）の業務従事期間証明書</p>

7. 返還免除対象業務

従事先が下記に当てはまるかご確認ください。

返還免除対象業務に該当するか不明な場合は、県社協福祉人材・研修センターまでお問い合わせください。

【介護業務】

1. 社会福祉施設等

■ 老人福祉法・介護保険関係の施設・事業

施設・事業種類	職 種
老人デイサービスセンター 指定通所介護（指定療養通所介護を含む） 指定地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護 第1号通所事業 指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型通所介護 老人短期入所施設 指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 指定介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス） 有料老人ホーム 指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 指定訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 介護老人保健施設 介護医療院 指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション 指定短期入所療養介護 指定介護予防短期入所療養介護 指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 サービス付き高齢者向け住宅	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者 例) 介護職員 介護従業者 介助員 支援員 など
指定訪問介護 指定介護予防訪問介護 第1号訪問事業 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員 ホームヘルパー

■ 障害者総合支援法関係の施設・事業

施設・事業種類	職 種
短期入所 障害者支援施設 療養介護 生活介護 児童デイサービス 共同生活介護（ケアホーム） 共同生活援助（グループホーム） 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 知的障害者援護施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者福祉工場	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者 例) 介護職員 寮母 世話人 生活支援員 指導員 など

施設・事業種類	職 種
身体障害者更生援護施設 ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者授産施設 ・身体障害者福祉工場 福祉ホーム 身体障害者自立支援 日中一時支援 生活サポート 経過的デイサービス事業 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 訪問入浴サービス 地域活動支援センター 精神障害者社会復帰施設 ・精神障害者生活訓練施設 ・精神障害者授産施設 ・精神障害者福祉工場 在宅重度障害者通所援護事業 知的障害者通所援護事業 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 移動支援事業	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者 例) 介護職員 寮母 世話人 生活支援員 指導員 など 訪問介護員 ホームヘルパー ガイドヘルパー

■ 児童福祉法関係の施設・事業

施設・事業種類	職 種
知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 重症心身障害児(者)通園事業 児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児入所施設 児童発達支援センター 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援	入所者の保護に直接従事する職員 例) 保育士 介助員 看護補助者 など 訪問支援員

■ 生活保護法関係の施設

施設・事業種類	職 種
救護施設 更生施設	主たる業務が介護等の業務であるもの 例) 介護職員、看護補助者、看護助手 など

■ その他の社会福祉施設等

施設・事業種類	職 種
地域福祉センター 隣保館デイサービス事業 労災特別介護施設 家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限り) など	主たる業務が介護等の業務であるもの 例) 介護職員、介護員、介助員 看護補助者、家政婦 など

2. 病院または診療所

施設・事業種類	職 種
病院 診療所	主たる業務が介護等の業務であるもの 例) 介護職員、看護補助者、看護助手 など

3. 介護等の便宜を供与する事業

施設・事業種類	職 種
地域福祉センター 隣保館デイサービス事業 労災特別介護施設 家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限り) など	主たる業務が介護等の業務であるもの 例) 介護職員、介護員、介助員 看護補助者、家政婦 など

【相談援助業務】

■ 第1号 地域保健法に規定する施設

施設・事業種類	職 種
保健所	精神保健福祉相談員、精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー

■ 第2号 児童福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職 種
児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、 児童心理司、児童指導員、保育士
母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員、 少年指導職員（少年を指導する職員）、個別対応職員
児童養護施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員 職業指導員、里親支援専門相談員
障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設 ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・盲ろうあ児施設 ・肢体不自由児施設 ・重症心身障害児施設	児童指導員、保育士、心理指導担当職員、 児童発達支援管理責任者、障害福祉サービス経験者
児童心理治療施設	児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員
児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員 家庭支援専門相談員、職業指導員
児童家庭支援センター	相談員（児童・母子家庭に対し、福祉に関する相談・助言を 行う職員）
障害児相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

■ 第3号 医療法に規定する施設

施設・事業種類	職 種
病院及び診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでの相談援助業務を行っている専任の職員 （ア）患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 （イ）患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る 相談援助 （ウ）患者の社会復帰に係る相談援助 （エ）以上の相談援助業務を行うための地域における保険医療 福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 退院後生活環境相談員

■ 第4号 身体障害者福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職 種
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、 ケースワーカー
身体障害者福祉センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員

■ 第5号 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する施設

施設・事業種類	職 種
精神保健福祉センター	精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の ・精神保健福祉相談員 ・精神保健福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー

■ 第6号 生活保護法に規定する施設

施設・事業種類	職 種
救護施設及び更生施設 授産施設及び宿所提供施設 被保護者就労支援事業を行っている事業所	生活指導員 指導員（作業指導員、職業指導員を除く） 就労支援員

■第7号 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所

施設・事業種類	職 種
福祉事務所	指導監督を行う所員（査察指導員） 身体障害者福祉司、知的障害者福祉司 社会福祉主事（老人福祉指導主事） 現業を行う所員（現業員）、ケースワーカー 家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事） 専任の家庭相談員、面接相談員、専任の婦人相談員 専任の母子父子 自立支援員、母子相談員

■第8号 売春防止法に規定する施設

施設・事業種類	職 種
婦人相談所	相談指導員、判定員、専任の婦人相談員
婦人保護施設	入所者を指導する職員（生活指導員）

■第9号 知的障害者福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職 種
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、 ケースワーカー

■第10号 老人福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職 種
養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター（特A、A、B型） 老人短期入所施設 老人デイサービスセンター 老人介護支援センター	生活相談員 主任生活相談員 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を 行う職員 老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている専任の 職員

■第11号 母子及び寡婦福祉法に規定する施設

施設・事業種類	職 種
母子・父子福祉センター	母子・父子の相談を行う職員、母子相談員

■第12号 介護保険法に規定する施設

施設・事業種類	職 種
介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設）	生活相談員・支援相談員、介護支援専門員
指定介護療養型医療施設 介護医療院	生活相談員、介護支援専門員
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員

■第13号 障害者総合支援法に規定する施設

施設・事業種類	職 種
障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
地域活動支援センター	指導員
福祉ホーム	管理人
身体障害者更生援護施設	生活支援員、指導員
精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員、管理人
知的障害者援護施設	生活支援員
障害福祉サービス事業	生活支援員、就労定着支援員、サービス管理責任者
一般相談支援事業を行う施設	相談支援専門員
特定相談支援事業を行う施設	相談支援専門員

■第1号～第13号の施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

施設・事業種類	職 種
有料老人ホーム（老人福祉法）	生活相談員
指定特定施設入居者生活介護を行う施設（介護保険法） 地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員 計画作成担当者
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている専任の相談員

施設・事業種類	職 種
介護保険法に基づく ・通所介護を行う施設 ・介護予防通所介護を行う施設 ・指定短期入所生活介護を行う施設 ・短期入所生活介護を行う施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 ・介護予防短期入所生活介護を行う施設 ・指定通所リハビリテーション ・介護予防通所リハビリテーション ・指定短期入所療養介護 ・介護予防短期入所療養介護を行う施設	生活相談員 支援相談員
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーター オペレーションセンター従業者
介護保険法に基づく ・指定認知症対応型通所介護 ・指定介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・指定小規模多機能型居宅介護 ・指定介護予防小規模多機能型居宅介護 ・指定認知症対応型共同生活介護 ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護 ・指定複合型サービス	生活相談員 介護支援専門員
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員、介護支援専門員
居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員
介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
高齢者生活福祉センター運営事業を行っている生活支援ハウス	生活援助員
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等	相談援助業務を行っている生活援助員
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている専任の職員
重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員、保育士
点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている専任の職員
障害福祉サービス事業のうち ・短期入所 重度障害者等包括支援 ・共同生活介護 共同生活援助 ・知的障害児施設 知的障害児通園施設 ・盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設	相談援助業務を行っている専任の職員
重症心身障害児施設	児童指導員、保育士、心理指導を担当する職員
児童デイサービス事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている専任の職員
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成24年厚生労働省令第40号）第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業	相談支援専門員
障害者相談支援事業障害児等療育支援事業を行っている施設 （「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記7(4)に基づく「身体障害者自立支援事業」、別記7(9)に基づく「日中一時支援事業」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添3に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設）	相談援助業務を行っている専任の職員
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設 精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設と同様な治療等を行うため都道府県から委託を受けた指定医療機関（児童福祉法）	児童指導員 保育士
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	相談援助業務を行っている専任の指導員 ケースワーカー
知的障害者福祉工場（「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場）	相談援助業務を行っている専任の指導員

施設・事業種類	職 種
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員 （「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708004号）別紙「発達障害者支援センター運営事業実施要領」に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員）
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
障害者雇用支援センター	業務を行う職員
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者 生活支援担当職員 （「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱」に規定する主任就業支援担当者及び就業支援担当者及び同通知別紙3「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱」に規定する生活支援担当職員）
乳児院（児童福祉法）	児童指導員、保育士、個別対応職員 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員・指導員
子育て短期支援事業を行っている ・児童養護施設 ・母子生活支援施設 ・乳児院及び保育所等	相談援助業務を行っている専任の職員
母子家庭等就業・自立支援センター事業	相談援助業務を行っている専任の相談員
一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員
地域子育て支援拠点事業を行っている施設（「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」（平成23年9月30日付け雇児発第0930号第1号）別添4「次世代育成支援対策推進事業評価基準」に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設（「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（平成20年11月28日付け雇児発第1128003号）に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設及び「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」（平成9年6月5日付け雇児発第396号）別添9（地域子育て支援拠点事業実施要綱）に基づく「地域子育て支援拠点事業」を行っている施設を含む。）	相談援助業務を行っている専任の職員
隣保館	相談援助業務を行っている専任の指導職員
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業（安心生活基盤構築事業）	専門員
市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 相談援助業務を行っている職員 （「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている専任の職員）
刑事施設	刑務官、法務教官、法務技官（心理）、福祉専門官
少年院	法務教官、法務技官（心理）、福祉専門官
少年鑑別所	法務教官、法務技官（心理）
地方更生保護委員会及び保護観察所（更生保護法（平成19年法律第88号）第16条及び第29条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所）	保護観察官
更生保護施設	補導主任、補導員
労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
難病相談支援センター	難病相談支援員
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員
地域福祉センター	相談援助業務を行っている専任の職員
就労支援事業を行っている事業所 （自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業）	就労支援員
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター

施設・事業種類	職 種
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている専任の職員
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている専任の相談員
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター 発達障害者雇用トータルサポーター
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている専任の職員
熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている専任の職員
生活困窮者自立支援法に基づく 自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 家計相談支援事業を行なっている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員 家計相談支援員
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている相談員